

奈良県の高年齢者雇用確保措置の実施状況について

(平成23年6月1日現在の高年齢者雇用状況報告より)

奈良県内31人以上規模企業の、平成23年度6月1日現在の高年齢者雇用状況報告をもとに、高年齢者雇用確保措置^{*1}(以下、「雇用確保措置」という)の実施状況を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

1. 雇用確保措置の実施状況

- 平成23年6月1日現在、31人以上規模企業897^{*2}社のうち、雇用確保措置の実施企業の割合は94.2%(前年同期比0.7ポイント減)
うち、中小企業^{*3}は93.9%(前年同期比1.0ポイント減)
大企業^{*3}は98.4%(前年同期比3.6ポイント増)。

2. 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業^{*4}の割合は54.6%(前年同期比3.1ポイント増)
うち、中小企業^{*3}は55.3%(前年同期比3.2ポイント増)
大企業^{*3}は45.9%(前年同期比2.8ポイント増)。
- 「70歳まで働ける企業」^{*5}の割合は20.6%(前年同期比2.5ポイント減)
うち、中小企業^{*3}は21.1%(前年同期比2.7ポイント減)
大企業^{*3}14.8%(前年同期比1.0ポイント増)。

3. 定年到達者の継続雇用状況

- 過去1年間に定年を迎えた人(1,785人)のうち、継続雇用を希望しなかった人は369人(20.7%)、継続雇用された人は1,404人(78.7%)、基準に該当せず離職した人は12人(0.7%)。

希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人(752人)のうち、継続雇用された人は645人(85.8%)。基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人(794人)のうち、継続雇用された人は553人(69.6%)、基準に該当せず離職した人は12人(1.5%)。

4. 今後の取組

- 雇用確保措置を未実施の企業（中小企業に係る経過措置切れ^{※1}を含む）に対し、強力な指導を実施し、引き続き高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引き上げも踏まえ、希望者全員が65歳以上まで働ける企業のさらなる普及を図るとともに、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、何らかの形で65歳を超えて70歳まで働ける企業の増加を図る。

※1 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定め廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置（「高年齢者雇用確保措置」）を講じなければならない（高年齢者雇用安定法（以下「高齢法」という。）第9条第1項）。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合に、労使協定を締結した上で、継続雇用される者の基準を設けることが認められているが、300人以下規模企業の場合、平成22年度末までの間、労使協定が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが特例で認められていた。平成23年度以降は上記特例措置の終了により労使協定を締結していない場合は高年齢者雇用確保措置未実施となる。（ただし、定年又は希望者全員を対象とした継続雇用制度により65歳以上（現64歳以上）の高年齢者雇用確保措置を講じている場合はこの限りではない。）

- ※2 高齢法第52条第1項により、事業主は6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、今般、当該報告を提出した31人以上規模企業897社について、雇用確保措置の実施状況を集計。
- ※3 中小企業…31～300人以下規模の企業。大企業…301人以上規模の企業
- ※4 定年の定め廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用の企業
- ※5 定年の定め廃止、70歳以上定年、70歳以上継続雇用（希望者全員又は基準に該当する者を対象）の企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。

1 雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

① 報告企業数

報告企業数については、本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告書を提出した31人以上規模企業は**897社**。うち中小企業(31人~300人規模企業)は**836社**、大企業(301人以上規模企業)は**61社**。

② 雇用確保措置の実施状況

本年6月1日時点の31人以上規模企業897社における雇用確保措置の実施状況を取りまとめた結果、実施済企業は897社中**845社、94.2%**

(前年比**0.7**ポイントの減少)

(51人以上規模の企業で582社、95.7%、前年比**0.9**ポイントの減少)

一方、雇用確保措置を未実施である企業は**52社、5.8%**

(前年比**0.7**ポイントの増加)

(51人以上規模の企業で26社、4.3%、前年比**0.9**ポイントの増加)

(2) 企業規模別・産業別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、中小企業における割合は**93.9%(785社)**(前年比**1.0**ポイントの減少)、大企業における割合は、**98.4%(60社)**(前年比**3.6**ポイントの増加)となっている。

また、産業別に実施済企業の割合を見ると、企業数の多い産業では、「製造業」「医療、福祉」が平均よりもやや高く、また、概して企業数の少ない産業について低い。

(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置実施済企業**845社**のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢とした企業は、**72社、8.5%**となっている。

高齢法の義務化スケジュールを前倒しし、65歳以上を上限年齢とした企業(定年の定めのない企業を含む。)は**773社、91.5%**(前年比**0.9**ポイントの減少)となっている。

(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業 845 社のうち、

- ① 「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は、29 社、3.4%（前年比 0.4 ポイントの減少）
- ② 「定年の引上げ」の措置を講じた企業は、147 社、17.4%（前年比 2.4 ポイントの増加）
- ③ 「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、669 社、79.2%（前年比 2.0 ポイントの減少）となっている。

(5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業 669 社のうち、

- ① 希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、347 社、51.9%（前年比 3.7 ポイントの増加）
- ② 対象となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、322 社、48.1%（前年比 3.7 ポイントの減少）、となっている。

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業（定年の定め廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施）の割合は、（全企業中）54.6%（490社）であり、前年比3.1ポイントの増加となっている。

規模別に見ると、

- ① 中小企業では55.3%（462社）（前年比3.2ポイントの増加）
 - ② 大企業では45.9%（28社）（前年比2.8ポイントの増加）
- となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。

(2) 「70歳まで働ける企業」の割合

「70歳まで働ける企業」（定年の定め廃止、70歳以上定年、70歳以上までの継続雇用制度（希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度）の導入、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度の導入のいずれかを実施）の割合は、（全企業中）20.6%（185社）であり、前年比2.5ポイントの減少となっている。

規模別に見ると、

- ① 中小企業では、21.1%（176社）（前年比2.7ポイントの減少）
 - ② 大企業では14.8%（9社）（前年比1.0ポイントの増加）
- となっている。

3 定年到達者の動向

過去 1 年間の定年到達者(1,785 人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は 369 人(20.7%)、定年後に継続雇用された者は 1,404 人(78.7%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は 12 人(0.7%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は 99.2%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は 0.8%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を継続雇用している企業では、過去 1 年間の定年到達者 752 人のうち、継続雇用された者の数(割合)は 645 人(85.8%)
- ② 基準該当者を継続雇用している企業では、過去 1 年間の定年到達者 794 人のうち、継続雇用された者の数(割合)は 553 人(69.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は 12 人(1.5%)となっている。

4 改正高齢法施行前と比較した高年齢労働者の動向

・51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約1万1千人であり、雇用確保措置の義務化(平成17年)と比較すると、約7千人増加している。

・31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約1万2千人であり、平成21年と比較すると、約2千人増加している。